

(1) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、医療保険法の法定利用料に基づくものとします。

サービス内容			診療報酬	
基本 項目	基本療養費Ⅰ またはⅡ	週 3 日まで		5,550 円/回
		週 4 日以降		6,550 円/回 (看護師) 5,550 円/回 (看護師以外)
		(准看護師) 週 3 日まで		5,050 円/回
		(准看護師) 週 4 日以降		6,050 円/月
	管理療養費	1 日目		7,710 円/日
		機能強化型訪問看護管理療養費 1		13,760 円/日
		機能強化型訪問看護管理療養費 2		10,460 円/日
		機能強化型訪問看護管理療養費 3		9,030 円/日
加 算 項 目	24 時間対応体制加算		利用者・家族等から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う	6,800 円/月
	特別管理加算 (難)		・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ・気管カニューレを使用している者 ・留置カテーテルを使用している者	5,000 円/月
	特別管理加算		①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態	2,500 円/月
	訪問看護ターミナルケア療養費 1		在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、ターミナルケアを行った場合 (看取り介護加算等を算定している利用者を除く)	25,000 円

加 算 項 目	訪問看護ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、ターミナルケアを行った場合（看取り介護加算等を算定している利用者の場合）	10,000 円	
	早朝・夜間加算	早朝(6 時～8 時)又は夜間(18 時～22 時)に訪問した場合	2,100 円/回	
	深夜加算	深夜(22 時～翌 6 時)に訪問した場合	4,200 円/回	
	緊急時訪問看護加算	利用者、家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合	(月 14 日目まで) 2,650 円 (月 15 日目以降) 2,000 円 ※1 日につき 1 回に限り	
	長時間訪問看護加算	①厚生労働大臣が定める疾患 ②特別訪問看護指示書による訪問看護を受ける者に、1 時間 30 分以上の長時間訪問看護を行った場合	5,200 円/週 1 回まで	
		15 歳未満の超重症児・準超重症児に対して	5,200 円/週 3 回まで	
	複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める者に対し、複数の看護師等により訪問看護を行う場合	4,500 円/週 1 回のみ	
		(1) 看護補助者の同行により訪問看護を行う場合	(1) 3,000 円/週 3 回まで	
		(2) さらに別に厚生労働大臣が定める者に対して看護補助者の同行により訪問看護を行う場合	(2) 3,000 円/1 日に 1 回の 場合、週 3 回まで 6,000 円/1 日に 2 回の 場合、週 3 回まで 10,000 円/1 日に 3 回の 場合、週 3 回まで	
	難病等複数回訪問加算	①厚生労働大臣が定める疾患 ②特別訪問看護指示書による訪問看護を受ける者に 1 日に複数回訪問した場合		
		1 日に 2 回	4,500 円	
		1 日に 3 回以上	8,000 円	
	退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院、入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	8,000 円/初回訪問時	
	特別管理指導加算	特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合	2,000 円/初回訪問時	
	退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾患などの利用者、退院日当日の訪問が必要と認められた利用者に対し、在	6,000 円	

		宅で療養上の指導を行った場合		
	在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関と文書による情報の共有、指導を行った場合	3,000 円／月	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変、診療方針の変更等に関係職種が一堂に会しカンファレンス、指導を行った場合	2,000 円／月 2 回まで	
	訪問看護情報提供療養費 1	市町村に対し、訪問看護の状況などを情報提供する場合	1,500 円／月	
	訪問看護情報提供療養費 3	病院や介護老人保健施設等に対し、訪問看護の状況などを情報提供する場合	1,500 円／月	
	訪問看護物価対応料 1 (1 日につき)	月の初日の訪問の場合	60 円/初日のみ	
		月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円/回 (2 日以降)	
	訪問看護 ベースアップ評価料 (I)	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	1,830 円／月	
	訪問看護 医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50 円／月	

(2) 保険外サービスの費用

項目	説明	金 額	
実費交通費	事業所からの自動車実走距離 (片道)		
	2 kmまで	50 円	
	2 km以上 5 kmまで	105 円	
	5 km以上 1 0 kmまで	155 円	
	1 0 km以上	260 円	
死後の処置	在宅にて死亡され、ご家族の希望があった場合に実施	12000 円	